



目 次

規 則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件)	(経営支援課) 1
○道路の区域変更(4件)	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	(") 2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請	(県民生活・ 男女共同参 画課) 〈5・21揭示〉 2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 3
入札公告	
○一般競争入札(高知県警察本部情報管 理システム用無停電電源装置の借入 れ)の公告	(警察本部会 計課) 3

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第48号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のうち「310円」を「320円」に改め、同表の1の(2)のイ中「2,530,000円」を「2,621,000円」に改め、同表の2の(1)のイ中「1,040円」を「1,080円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「17,800円」を「18,300円」に、「22,900円」を「23,500円」に、「33,700円」を「34,600円」に、「40,400円」を「41,500円」に、「51,200円」を「52,600円」に、「7,500円」を「7,700円」に、「29,400円」を「30,200円」に、

「38,100円」を「39,200円」に、「53,100円」を「54,600円」に、「62,100円」を「63,800円」に、「78,100円」を「80,300円」に、「10,700円」を「11,000円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「5,800円」を「6,000円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「11,700円」を「12,000円」に、「14,200円」を「14,600円」に、「18,000円」を「18,500円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「9,400円」を「9,700円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「17,400円」を「17,900円」に、「20,600円」を「21,200円」に、「26,100円」を「26,800円」に、「3,400円」を「3,500円」に改め、同表の6の(2)中「547,000円」を「567,000円」に改め、同表の7の(2)中「133,900円」を「134,300円」に改め、同表の9の(3)のイ中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表の12の(3)中「206,000円」を「208,700円」に、「164,800円」を「167,000円」に改める。

別表第2の1の(1)のイ中「15,000円」を「15,100円」に改め、同表の1の(1)のウ中「14,200円」を「14,300円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,000円」を「14,200円」に改め、同表の1の(1)のオ中「15,900円」を「16,000円」に改め、同表の1の(1)のカ中「18,400円」を「19,200円」に改め、同表の1の(1)のキ中「18,100円」を「19,100円」に改め、同表の1の(1)のク中「17,500円」を「19,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第325号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 瀬戸店
高知市横浜450番地4ほか
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) m a c 瀬戸店
(変更後) m a c 瀬戸店
- (5) 変更年月日
平成27年5月15日
- (6) 変更理由
店舗名称を変更するため

2 届出年月日

平成27年5月15日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第326号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 瀬戸店
高知市横浜450番地4ほか
- (4) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 3箇所
(変更後) 2箇所

- (5) 変更年月日
平成27年5月15日
- (6) 変更理由
敷地境界変更による出入口数減少のため

- 2 届出年月日
平成27年5月15日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市駅東町二丁目102番から宿毛市貝塚3901番1まで	前	8.7 } 22.4	250
	後	10.4 } 18.9	250

高知県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市清水字北呼落山931番101	前	12.6 } 27.7	110
	後	32.5 } 59.4	110

高知県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町田野浦字家ノ前1736番5	前	12.6 } 23.4	32
	後	12.2 } 22.6	32

高知県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字勘重3688番32から土佐市甲原字モッコク1667番1まで	前	4.4 } 15.9	112
	後	11.1 } 43.1	96

高知県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成27年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市駅東町二丁目102番から宿毛市貝塚3901番1まで	250	平成27年6月2日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年5月21日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の	申請に係る特定非営利活動法人
-----	----------------

あった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年4月20日	特定非営利活動法人ART NPO TACO	信田 英司	高知市北本町四丁目1-23 藁工倉庫graf fiti内	この法人は、高知県内における様々な分野のアーティストの制作・発表活動への支援、並びに質の高い作品やデザインの提供を通じ、地域の活性化、地域の文化水準の向上を図ることをめざし、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	野町 和利	安芸市穴内甲1037
〃	山中三千男	〃 〃 1263
〃	山中 莊立	〃 〃 1243
〃	長野 芳雄	〃 〃 1506
〃	長野 良孝	〃 穴内乙 20
〃	長野 功	〃 〃 1573
〃	小川 広海	〃 穴内甲 118-2
監事	前田 芳夫	〃 〃 253
〃	前田 徳義	〃 〃 1060
〃	野町久壽昭	〃 〃 1067
(就任)		
理事	長野 武文	安芸市穴内乙1554
〃	仙頭 高幸	〃 穴内甲1231
〃	山中 莊立	〃 〃 1243
〃	長野 芳雄	〃 〃 1506
〃	仙頭 直輝	〃 〃 77-1
〃	長野 功	〃 穴内乙1573
〃	尾木 優太	〃 穴内甲1023
監事	前田 穰	〃 〃 253

〃 前田 徳義 〃 〃 1060
 〃 野町 和利 〃 〃 1037

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年6月2日

高知県警察本部長 國枝 治男

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
高知県警察本部情報管理システム用無停電電源装置 一式
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
平成28年3月1日から平成38年2月28日まで
- (4) 借入物品の納入場所
高知県警察本部警務部情報管理課
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサ

ービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544
 高知市丸ノ内二丁目4-30
 高知県警察本部警務部会計課用度係
 電話番号088-826-0110（内線2253）

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年6月2日（火）から同年7月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付すること。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時
平成27年6月19日（金）午後2時30分

イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時
平成27年7月15日（水）午後2時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年7月13日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に

<p>よる。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成27年7月3日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成27年6月17日（水）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Uninterruptible power supply for Information Control System, Kochi Prefectural Police Headquarters 1 set</p>	<p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 3 July 2015</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 2:30 P.M. on Wednesday 15 July 2015</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 13 July 2015</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2253)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	---	--